

## 総務委員会委員長報告書

令和4年6月22日

総務委員会に付託されました議案10件、陳情1件の審査につきまして、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、議案第27号「専決処分の承認を求めることについて(令和4年度流山市一般会計補正予算(第1号))」について報告します。

本案は、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円の臨時特別給付金を支給するために必要な経費など、特に緊急を要したため、令和4年4月14日付けで令和4年度流山市一般会計補正予算(第1号)について専決処分したので、その承認を求めるものです。

既定の歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ4億8,387万2千円を追加し、予算総額を734億9,387万2千円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり承認すべきものと決定しました。

次に、議案第28号「専決処分の承認を求めることについて(令和4年度流山市一般会計補正予算(第2号))」について報告します。

本案は、国のコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策による低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金として、児童一人当たり5万円を支給するに当たり、特に緊急を要したため、令和4年5月19日付けで令和4年度流山市一般会計補正予算(第2号)について専決処分したので、その承認を求めるものです。

既定の歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ1億8,215万8千円を追加し、予算総額を736億7,603万円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり承認すべきものと決定しました。

次に、議案第29号「令和4年度流山市一般会計補正予算(第3号)について」報告します。

本案は、新型コロナウイルスワクチンの4回目の接種や保育料の多子世帯に対する軽減などに必要な経費を追加するほか、令和3年度予算に前倒しした給食室等改修事業等に係る経費を減額するとともに、これら

に関連して国庫支出金等の追加及び地方債等の減額を行うものです。

既定の歳入歳出予算総額から、歳入歳出それぞれ2,835万円を減額し、予算総額を736億4,768万円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第41号「令和4年度流山市一般会計補正予算(第4号)」について報告します。

本案は、国のコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策による住民税非課税世帯や家計急変世帯に対する臨時特別給付金として、令和4年度から新たに住民税非課税となった世帯等に1世帯当たり10万円を支給するための経費と、学校給食の食材費が高騰する中、保護者に給食費の負担増を求めることなく給食の質を維持するための経費を確保するものです。

既定の歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ3億4,516万7千円を追加し、予算総額を739億9,284万7千円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 2点要望し、賛成の立場で討論する。

新たに家計急変になった世帯への給付金は、もれなく必要としているすべての方が受け取れるよう、市としてもご努力をお願いしたい。

また、給食費への公費助成・公費による上乗せについては、大変喜ばしいことである。今後もまだまだ食料品の高騰が続くことから、必要に応じて必要な公費助成の増額を実施し、おいしく楽しい学校給食の内容を維持し、給食費の保護者負担を増やさない取り組みをぜひとも継続するよう求める。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第31号「専決処分の承認を求めることについて(流山市税条例等の一部を改正する条例)」、議案第32号「専決処分の承認を求めることについて(流山市都市計画税条例の一部を改正する条例)」の以上2件は、関連がありましたので一括して審査しました。

両案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、一部を除き同年4月1日から施行されたことに伴い、令和4年

度以後の市民税、固定資産税等の賦課等について特に緊急を要したため、令和3年3月31日付けで専決処分したので、その承認を求めるものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり承認すべきものと決定しました。

次に、議案第30号「流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、良質な既存住宅を長期優良住宅として認定する制度が創設されることから、当該制度に係る事務の手数料を追加するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第33号「財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車（CD-I型）」について報告します。

本案は、消防業務を的確に実施するため、更新計画に基づき、水槽付消防ポンプ自動車1台を購入するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第34号「財産の取得について（高規格救急自動車）」について報告します。

本案は、救急業務を的確に実施するため、更新計画に基づき、高規格救急自動車1台を購入するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第35号「工事請負契約の締結について（中央消防署移転に伴う造成工事）」について報告します。

本案は、中央消防署の大畔地区への移転に伴う移転用地の造成工事に係る工事請負契約を締結するものです。

審査の過程における討論として、

1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

退職された方も含めた消防職団員や市民の要望を取り入れ、議会でも決議採択など後押しをしてきた。学校関係者はもとより工事関係者など、安全第一で確実に工事が実施されるよう要望する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、陳情第9号「国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情書」について報告します。

本件は、国に対し、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化することを求める意見書の提出を求めるものです。

執行部からの見解は特になく、審査の過程における討論として、  
1 不採択の立場で討論する。

わが党は、国会でも海の環境や資源について考え、海に親しむ契機にするために、国民の祝日として「海の日」を設けることに賛成し、「7月20日」から7月の第3月曜日に改める改正にも賛成した。また、連休・三連休を増やしてほしいという広い国民的な要望もあり、賛成した経緯がある。

また、市民的には「7月20日」へのこだわりよりも連休の維持が定着していることから、本陳情には反対する。

なお、陳情に記された「7月20日」へのこだわりは、戦前の「海の記念日」に由来し、1876年の明治天皇の行動に着目したものであり、「国民の祝日」とすることはふさわしくないと考える。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、採択すべきものと決定しました。

以上